

商工会だより

発行：高山西商工会

国の家賃支援給付金の申請受付が開始されました

家賃支援給付金は、5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者のみなさまの事業の継続を支えるため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減するための国による給付金制度です。

【対象者】《法人》資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とされています。

《個人事業者》フリーランスを含み、幅広く対象とされています。

◆2020年5月～12月の期間で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、以下のいずれかにあてはまること。

① いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている

② 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている

【給付額】法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円

申請日の直前1か月以内における支払賃料などをもとに算定した給付額の6倍。詳しくはWEBサイトでご確認ください。

【申請期間】令和2年7月14日(火)～令和3年1月15日(金)

【申請方法】Web上での申請が基本ですが、電子申請を行うことが困難な方のために申請サポート会場が開設されています。

サポート会場:ひだホテルプラザ ※完全予約制(開設時間9:00～17:00)

サポート会場ご利用の場合は、電話(0120-150-413)もしくはWEBサイトから予約してください。

【必要書類】《法人》①確定申告書類の控え ②減収月の売上台帳等の写し ③賃貸借契約書の写し

④直近3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 ⑤通帳の写し ⑥誓約書

《個人事業者》上記①～⑥に加え、⑦本人確認書類の写し

【問合せ先】家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930(全日8:30～19:00)



《詳細はこちら》

高山市新型コロナウイルス対策商業機能等持続化事業補助金(テナント賃料に対する支援)について

高山市では、新型コロナウイルス感染症により、さまざまな事業活動に大きな影響が生じていることから、市内における商業機能を維持していくため、売上が減少している市内事業者などが負担する建物の賃借料の一部を補助しています。

【対象者】市内において事業活動のための店舗・事務所などの施設を借り上げており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年3月～8月のいずれか1か月において、売上高等が前年同月比で20%以上減少している企業および個人

【対象事業等】店舗・事務所などの令和2年4月分から令和2年9月分までの家賃

【補助金額】補助上限額:1事業者につき40万円 補助率:1/3

【申請・実績報告期限】令和3年3月31日

【申込方法】申請書類を用意し、高山市へ郵送又は持参にて提出



《詳細はこちら》

その他支援施策等のご案内

高山市新型コロナウイルス対策創業者持続化事業補助金について

高山市では、新型コロナウイルス感染症により厳しい経営状況が続く創業間もない市内事業者の事業継続を支援しています。

【対象者】令和2年1月1日～5月31日に創業した方

・開業日は令和元年12月31日以前であるが、令和2年1月1日～5月31日に実際に事業を開始した方

・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が創業時の計画より減少した方で、今後も事業継続の意思のある方

・国の持続化給付金の給付対象者に該当しない方、もしくは持続化給付金の受給額が50万円未満の方

【補助金額】最大50万円(国の持続化給付金の支給を受けた場合は、50万円から当該受給額を控除した額)

【申請・実績報告期限】令和3年3月31日

【申込方法】申請書類を用意し、高山市へ郵送又は持参にて提出



《詳細はこちら》

『弁護士による無料窓口相談会』のご案内

直接弁護士に相談できる無料法律相談所を下記のとおり開設します。相談を希望される方は商工会まで。

【日時】9月15日(火) 13:00～17:00

※予約制:定員になり次第締め切り

【会場】下呂商工会(下呂市森801-10 下呂市民会館内)

高山西商工会ラインアカウント登場

この度、高山西商工会では事業者の皆様へ経営上の有益な情報をスピーディにお届けするためにラインアカウントを取得しました。登録していただいた方には、セミナーや補助金・助成金等の支援施策、商工会活動等の情報をいち早くお届けします。



《↑登録》

行きます！聞きます！提案します！



高山西商工会

一之宮本所

〒509-3505

高山市一之宮町3575-1

TEL:0577-53-3112

FAX:0577-53-3129

清見支所

〒506-0102

高山市清見町三日町165

TEL:0577-68-3366

FAX:0577-68-2570

荘川支所

〒501-5413

高山市荘川町新淵446

TEL:05769-2-1019

FAX:05769-2-2559